

2011年11月11日

各位

参天製薬株式会社

ノバガリ・ファーマ社に対する株式公開買付の申請書類提出について

参天製薬株式会社（本社：大阪市、銘柄コード：4536 東証・大証第1部）（以下「参天製薬」）は、11月9日付で、フランスの製薬会社ノバガリ・ファーマ社（Novagali Pharma S.A.、本社：フランス共和国エブリー市、以下「ノバガリ社」）の発行済株式を対象とする公開買付をフランス金融市場庁（Autorité des marchés financiers、以下「AMF」）に対して申請し、公開買付書類（以下「公開買付書類」）を同日付でAMFに提出したことを、AMFの規則に従いお知らせいたします。

ノバガリ社は、ユーロネクスト・パリ証券取引所に上場する製薬会社であり、既にお知らせしている通り、参天製薬は、本年9月27日付で同社および同社の主要な株主との間で株式譲渡契約を締結し、その合意内容に基づき、10月11日付をもって同社の発行済み株式の50.55%について取得済みです。株式譲渡契約の概要につきましては、9月28日付のニュースリリースをご参照ください。公開買付書類の内容については、添付の開示書類を参照下さい。

なお、本開示書類および別途開示している英語版ニュースリリースは、AMFの規則に基づき実施されているフランス語での公式なニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。

本公開買付の対象会社であるノバガリ社の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。フランス語版の公式ニュースリリースは参天製薬のウェブサイト（www.santen.com）上で入手可能です。詳細につきましては、（http://www.santen.com/news/20111110_F.pdf）にてご確認ください。また、本公開買付及び本公開買付書類（案）は、引き続きAMFの審査を受けています。

本公開買付書類（案）は、AMF（www.amf-france.org）及び参天製薬（www.santen.com）のウェブサイト上で公開されており、また、参天製薬、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、BNPパリバ証券サービスより、無料で入手することが可能です。詳細な連絡先については添付の開示書類を参照ください。

以上

<お問い合わせ先>

〒533-8651

大阪府東淀川区下新庄3-9-19

参天製薬株式会社

コーポレート・コミュニケーショングループ

日比貴史

TEL：06-6321-7007

本ニュースリリースは、**AMF 一般規則第231-16**条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、**情報提供のみを目的に提供されています**。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.**の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

本ニュースリリースは、証券購入の申込みの性質を有するものではありません。以下に詳述される本公開買付は、**Autorité des marchés financiers**（フランス金融市場庁）（以下「**AMF**」といいます。）が許可し、かつ、本公開買付が開始される旨宣言した時点で開始されます。

簡易手続による金銭対価の公開買付（案）の申請

対象となる証券の発行者

NOVAGALI
P H A R M A

公開買付者

Santen

提出者

**Goldman
Sachs**

本公開買付の条件

ノバガリ・ファーマ社株式	一株あたり 6.15 ユーロ
ノバガリ・ファーマ社の以下のワラント	
BSAs（2014年）	一個あたり 4.03 ユーロ
BSAs（2019年）	一個あたり 2.75 ユーロ

本公開買付の決済日及び交付日において、参天製薬株式会社が、単独又は共同で、**AMF一般規則第237-14**条以下に従ってノバガリ・ファーマ社の少数株主が保有する株式を強制的に取得する手続を実行することを可能とするだけのノバガリ・ファーマ社の発行済の株式資本及び議決権の割合に相当するノバガリ・ファーマ社の株式を保有する場合には、参天製薬は、この応募を一元的に処理する手続を通して、本公開買付で応募されたノバガリ・ファーマ社の株式一株あたり**10ユーロセント（0.10ユーロ）**の追加的対価を支払います。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

ノバガリ・ファーマ社発行の株式及びBSAs（後に定義されます）を対象とする簡易手続による金銭対価の公開買付に関して参天製薬株式会社が2011年11月9日に実施するAMFに対する当該公開買付（案）の申請に関する本ニュースリリースは、AMF一般規則第231-16条の規定に従って公表されています。

本公開買付及び本公開買付書類（案）は、引き続きAMFの審査に服しています。

本公開買付書類（案）は、AMF（www.amf-france.org）及び参天製薬株式会社（www.santen.com）のウェブサイト上で公開されており、また、以下の三者より無料で入手することが可能です。

参天製薬株式会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	BNP パリバ証券サービス
〒533-8651 大阪府大阪市東淀川区 下新庄 3-9-19	c/o Goldman Sachs Paris Inc. et Cie 2, rue de Thann 75017 Paris France	Corporate Trust Services Services Actionnaires Grands Moulins de Pantin 9, rue du Débarquade 93500 Pantin France

1 本公開買付の概要

参天製薬株式会社（本店所在地：〒533-8651 大阪府大阪市東淀川区下新庄 3-9-19）（以下「本公開買付者」又は「参天製薬」といいます。）は、AMF 一般規則第2分冊第3章、より具体的には第231-13条、第233-1-2条及び第234-2条に従って、フランス共和国の *société anonyme à directoire et conseil de surveillance*（Management Board（執行役員会）及びSupervisory Board（監査役会）によって運営されている有限責任株式会社）であり、かつ、同国エブリー市の商業及び会社登録簿上、番号432 584 225で登録されているNovagali Pharma S.A.（登記住所：1, rue Pierre Fontaine, Bâtiment Genavenir, 91000 Evry, France）（以下「ノバガリ社」又は「対象会社」といいます。）発行の本株式及びBSAs（それぞれ下記(1)及び(2)において定義されます。）の保有者に対し、本ニュースリリース上に明記する条件に従って、公開買付（以下「本公開買付」といいます。）を実施します。

- (1) 対象会社発行の株式、本ワラント（後に定義されます。）の行使の際に発行され得る株式及び本無償株式（2.1において定義されます。）の全て（以下、総称して「本株式」といいます。）。なお、本公開買付者の知る限り、また、本公開買付者が既に保有している本株

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

式の数を考慮に入れた場合、本株式の最大数は 8,738,241 株¹となります。また、本株式は、ISIN コード FR0010915553 – NOVA の下、NYSE ユーロネクスト・パリ証券取引所（以下「NYSE ユーロネクスト・パリ」といいます。）のユーロリスト市場コンパートメント C において取引することが認められています。

(2) 対象会社発行の以下の発行済 *bons de souscription d'actions*（新株引受権証券）（以下「BSAs」といいます。）の全て。なお、本公開買付者の知る限り、BSAs の最大数は 19,730 個となります。

(i) 2014 年 6 月 28 日をもって失効する発行済の 700 個の *bons de souscription d'actions*（以下「BSAs（2014 年）」といいます。）

(ii) 2019 年 2 月 3 日をもって失効する発行済の 19,030 個の *bons de souscription d'actions*（以下「BSAs（2019 年）」といいます。）

以下、本株式及び BSAs を総称して「本証券」と呼称します。

本公開買付は、対象会社発行の以下の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise*（税制優遇措置付の新株引受権証券）（以下、総称して「BCEs」といいます。）を対象にしています。また、BCEs は、フランス租税法第 163 bis G II の規定に従い、その保有者により譲渡されることができません。

(1) 2012 年 3 月 26 日をもって失効する発行済の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise*（以下「BCEs（2012 年 3 月）」といいます。）

(2) 2012 年 5 月 29 日をもって失効する発行済の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise*（以下「BCEs（2012 年 5 月）」といいます。）

(3) 2012 年 6 月 14 日をもって失効する発行済の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise*（以下「BCEs（2012 年 6 月）」といいます。）

(4) 2014 年 3 月 27 日をもって失効する発行済の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise*（以下「BCEs（2014 年）」といいます。）

¹ 完全希薄化ベース（即ち、既発行の本株式、自己株式、本無償株式（2.1 において定義されます。）及び本ワラント（後に定義されます。）の行使の際に発行され得る本株式を考慮した場合）で計算し、かつ、本ニュースリリース時において参天製薬が保有するノバガリ社の株式 8,243,347 株を控除した場合における本株式の最大数（ノバガリ社提供の情報を元にしています。）

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第 231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

(5) 2015 年 3 月 26 日をもって失効する発行済の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise* (以下「BCEs (2015 年 3 月)」) といいます。)

(6) 2015 年 5 月 29 日をもって失効する発行済の *bons de souscription de parts de créateurs d'entreprise* (以下「BCEs (2015 年 5 月)」) といいます。)

「BCEs」と「BSAs」とを総称して、以下、「本ワラント」といいます。

参天製薬及びノバガリ社は、2011 年 9 月 28 日、共同でニュースリリースを作成・開示していますが、当該リリースは参天製薬のウェブサイト (www.santen.com) 上で入手可能です。

本公開買付は、AMF 一般規則第 233-1 条以下に明記されている簡易手続に従って実施されます。

1.1 本公開買付開始以前 — 本市場外取引

参天製薬、ノバガリ社及び一部のノバガリ社の株主 (以下、当該株主を「本売却株主」といいます。) は、2011 年 9 月 27 日、ノバガリ社の発行済株式資本の 50.55% に相当する本株式 8,243,347 株を市場外取引により参天製薬が買い受けることに関し、株式譲渡契約 (以下「本株式譲渡契約」といい、また、市場外取引によるかかる買受けを「本市場外取引」といいます。) を締結しました。本株式譲渡契約には、本公開買付の価格条件と同じ条件が含まれています。即ち、本市場外取引の完了の際に支払われる本株式一株あたりの価格は 6.15 ユーロであり、また、仮に、本公開買付 (延長された場合の本公開買付を含みます。) の決済日及び交付日時点において、参天製薬によって保有されていない本株式の数がノバガリ社の株式資本又は議決権の 5% 以上に相当しない場合には、本売却株主に対して本株式一株あたり 0.10 ユーロの追加的対価が支払われる予定です。

本市場外取引の背景、本株式譲渡契約の主要規定及び本売却株主の属性は、本公開買付者作成の本公開買付書類 (案) の 1.1 及び 1.3 において要約されています。

2011 年 9 月 27 日、本株式譲渡契約の締結の前に、参天製薬の取締役会は、本株式譲渡契約の締結並びにノバガリ社の株式及び他の証券に対する友好的な義務的公開買付の申請をそれぞれ承認し、ノバガリ社にかかる決定を伝達しました。同日、ノバガリ社の監査役会が開催され、監査役会の独立したメンバーで構成される、本公開買付の条件等を検討する目的で設置された検討委員会から、当該条件等に関して前向きな意見が得られたことを受け、当該監査役会において、本株式譲渡契約の締結が承認されるとともに、また、本公開買付が好意的に受け入れられました。また、当該監査役会において、AMF 一般規則第 261-1 条の規定に従い、本公開買付に関するアドバイスを提供する *expert indépendant* (独立した専門家) として、Messrs. Patrick Abensour 氏及び Jean-Louis Brun d'Arre 氏によって代表される Bellot Mullenbach & Associés が指名されました。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

本株式譲渡契約の規定及び対象会社の監査役会の決定に従って、対象会社の執行役員会は、参天製薬によって提案された本公開買付価格（株式）（後に定義されます。）を基礎としてその業績連動条件が満たされることとなった **BSAs（2019年）53,358個のうち3分の2の行使を加速すること** を承認しました。

2011年10月11日、本市場外取引の完了の結果、参天製薬は本株式 **8,243,347株** を総額 **50,696,584.05ユーロ** で取得しました。

2011年10月30日、本公開買付者は、**BSAs（2019年）** を譲渡可能な状態にすることができたこと、また、残る **3分の1のBSAs（2019年）** に関し、その各保有者がその保有するすべての **BSAs（2019年）** を行使する権利を有するようにするために、その行使条件の一つである業績連動条件がその最大レベルで成就したことを認識できたことをそれぞれ確認しました。

1.2 本公開買付の理由

参天製薬は、1890年の創業以来、眼科とリウマチ領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、人々の目と体の健康維持・増進に寄与してきました。また、2013年度を最終年度とする中期経営計画（以下、「中期経営計画」）において、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現を目指し、事業のグローバル化および研究開発投資を重点項目として掲げております。

本件買付を通じ、ノバガリ社を買収することにより、参天製薬は、(1) 開発パイプラインの強化およびユニークな製剤技術の獲得、(2) 海外事業の強化、(3) 優れた研究開発能力の獲得、及び(4) 幅広い経験を有する経営陣の参画がそれぞれ実現され、その結果グローバルレベルで患者さんにより良い製品を提供することが可能となります。そして、これは、参天製薬にとっての長期的な経営ビジョンである、2020年までに「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」となるための強力な一助になると考えています。

参天製薬は、ノバガリ社の買収により、世界の医療用眼科薬市場において競争力のあるより広範な技術基盤を獲得できると考えています。特に、当社が有する化合物や既存製品に **Novasorb®** 技術（乳化点眼剤に正電荷を付与する技術）を適用することで、当該化合物の薬理効果の向上や製品のライフサイクルの延長に加え、潜在的なシナジー効果も期待できます。

また、ノバガリ社が開発中の、重症のドライアイを適応症とした **Cyclokat®**（一般名：シクロスボリン）等、同社の製品ポートフォリオが加わることにより、医療用眼科薬分野における製品戦略を強化することができます。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

ノバガリ社の買収から期待される潜在的な売上利益のピークは、Cyclokat 及び他の製品の開発が順調に進んだ場合には、本株式譲渡契約締結時（2011 年 9 月 27 日）におけるノバガリ社の時価総額（58 百万ユーロ）に反映されている価値を大きく上回ると見込んでいます。また参天製薬の株主価値の向上に貢献するものと考えています。

参天製薬は、日本の医療用眼科薬市場において 35.8%の市場シェア（2011 年 3 月末時点）を有するリーディングカンパニーです。当社は、フランスにおけるノバガリ社の事業基盤を獲得することにより、当社が重点地域とする欧州を含む海外事業の強化を図ることができます。また、本件買収により、参天製薬グループの連結従業員数は約 3,000 人となります。

参天製薬は、既存の欧州子会社（フィンランドにある Santen Oy 社、スウェーデンにある Santen AB 社及びドイツにある Santen GmbH 社）と共に、ノバガリ社を欧州における重要事業拠点の一つに位置づける方針です。参天製薬は、ノバガリ社が有する専門的なノウハウや経験が、参天製薬が掲げる中期経営計画の基本方針の一つである「積極的な営業体制強化によるアジア事業、欧州事業の高成長」という目的達成を加速させるものと考えています。

また、参天製薬は中期経営計画の基本方針の一つに、「グローバルに創造と革新を担う組織強化・人材開発」も掲げています。ノバガリ社は、2000 年の創業以来、眼科疾患領域における独自性のある製品開発を進めてきました。また、2010 年 7 月には、NYSE ユーロネクスト・パリに上場するなど、着実に成長を実現してきました。こうした実績を生み出してきた、ノバガリ社の優れた従業員を参天製薬グループの一員として迎え入れることは、参天製薬の中期経営計画実現のための大きな推進力になると確信しています。

1.3 今後 12 ヶ月間における本公開買付者の意図

戦略及び事業方針

参天製薬は、ノバガリ社の買収後においても、ノバガリ社を独立主体としてその事業を継続させることを意図しています。

参天製薬は、当社の長期的な経営ビジョンである、2020 年までに「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、ノバガリ社の有する事業基盤のみならず、高度な製剤技術と独自性のある製品開発パイプラインの獲得することによって、当社の製品開発力や製剤技術を強化できると考えています。本件買収後、参天製薬は、ノバガリ社の製品開発力や製剤技術を強化するために必要となる、経営上・財政上の資源を適切に割り当て、世界中の患者さんの QOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上に貢献できる薬を開発してまいります。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

参天製薬の長期的な経営ビジョンの実現には両社の経営計画が実現されることが不可欠ですが、特に、患者さんが求めるニーズに対応した、より革新的で、かつ安全な製品を提供することが重要であると考えています。また、ノバガリ社が開発中の **Cyclokato®** の上市に成功した場合には、欧州において初めての医療用のドライアイ治療薬を市場投入することが可能となり、アンメットな治療ニーズに応えることができると期待しています。

参天製薬は、本件買収後においても、ノバガリ社の事業の再編等を実施することを予定していません。また、**Cyclokato®** に代表されるノバガリ社の主要なパイプライン製品の開発を成功させ、市場に投入するために必要となる、物的、人的及び資本的資源をノバガリ社に対して提供してまいります。今後、両社の経営陣は、本件買収から将来得られる成果を最大化するために、研究開発及び販売戦略等、経営の全般について、協議する所存です。

本件買収後、ノバガリ社の経営に関連し、既に参天製薬グループ内もしくはノバガリ社に導入されている最も高度な倫理的、社会的及び環境的基準を適用するとともに、「美しい地球を次世代に引き継ぐ」という参天製薬の環境基本方針に基づき、事業活動を推進します。

ノバガリ社の意思決定機関及び経営陣の構成

本公開買付後、参天製薬は、対象会社の新しい株主構成を反映するために、対象会社の監査役会の体制を見直すことを意図しています。

本公開買付書類（案）の 1.1 において詳述されているように、本株式譲渡契約で規定されており、本市場外取引の完了日である 2011 年 10 月 11 日、Edmond de Rothschild Investment Partners、Auriga Partners、Kurma Life Sciences Partners、CDC Innovation、Bernard Chauvin 氏及び Alain Munoz 氏は、ノバガリ社の監査役の職を辞任するとともに、ノバガリ社の監査役会は、(1) 監査役会の一員として、Messrs. Jyrki Liljeroos 氏、苅部直也氏及び高須和朗氏を選任すること、(2) 苅部直也氏を対象会社の監査役会副議長に任命すること、及び、(3) 四元康祐氏を対象会社の執行役員会の一員として選任することをそれぞれ承認しました。

本公開買付者は、本公開買付の完了後、上述の統合推進を進める際に、参天製薬グループの全体的な意思決定過程の枠内で、ノバガリ社において最善の意思決定過程が維持されるようにノバガリ社の執行役員会の構成を見直す予定です。

従業員に関する意図

参天製薬及びノバガリ社は、それぞれ、持続的な成長という観点で男女を問わず従業員を両社の価値・方針の中心に位置づけており、また、両社の従業員を平等に取り扱うことに加え、特に健康面や安全面において高水準の労働条件を提供するという共通目的を共有しています。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

参天製薬は、対象会社の発展を追求するために、ノバガリ社の既存従業員を信頼する意向を有しています。したがって、参天製薬は、短期的にはいかなる余剰人員削減計画を実施する意図を有していません。また、本公開買付者は、現在の対象会社の事業本部地を維持する意向を有しています。

本公開買付の完了後、本公開買付者は、対象会社の組織体制及び参天製薬グループとの連携に関して詳細な検討を実施する予定です。この目的を達成するために、本公開買付完了後、特別な統合プロジェクトチームを設置する予定です。当該プロジェクトチームの役割は、(1) 対象会社の従業員、資産及びノウハウを維持する一方、対象会社を参天製薬グループに事業統合するために利用可能な様々な選択肢の検討、及び、(2) かかる統合を達成するための手段・選択肢の決定に関して、参天製薬グループに対して提案をすることです。

参天製薬は、社会・雇用政策に関するノバガリ社の義務を尊重する意向を有しており、また、ノバガリ社の現行の人的資源政策に沿って行動をすること又は参天製薬の現在の人的資源政策が適用可能な場合にはその範囲・限度内でより良い方向に向けた変更をすることのいずれかを実施する意向を有しています。また、参天製薬は、ノバガリ社における現行条件よりも不利ではないものから恩恵を享受し得るノバガリ社の従業員のために適切なインセンティブ・メカニズムを導入することを検討しています。

本公開買付における本公開買付者、対象会社及びその株主の利益

本公開買付は、本証券の保有者に対し、魅力的な価格でその保有する証券全体に関して即座の流動性が得られる機会を与えることとなります。より大きなグループ内へのノバガリ社の統合は、ノバガリ社に対し、特に研究開発、営業やマーケティングのみならず企業インフラ支援に関する、より広範なプラットフォームへのアクセスを与えるとともに、ノバガリ社をして、**Cationorm®**の商業的成功を確固たるものにし、最も有望な商品の市場への投入を促進することを可能にします。ノバガリ社の買収により、参天製薬は、ノバガリ社の革新的な技術及び製品を含め、自己のパイプラインのポートフォリオ及び製薬処方能力を強化するとともに、海外事業基盤を確固たるものにし、また、ノバガリ社の経営陣の経験から恩恵を享受することとなります。

本公開買付価格（株式）（後に定義されます。）は、本公開買付の公表の前の本株式の最終取引日である 2011 年 9 月 27 日以前のノバガリ社の過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各加重平均株価に対し、それぞれ、**76.1%**、**72.5%**及び**65.9%**のプレミアムに相当します。また、追加対価（後に定義されます。）の支払いにより増加する上記本公開買付価格（株式）は、2011 年 9 月 27 日以前のノバガリ社の過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各加重平均株価に対し、それぞれ、**79.0%**、**75.3%**及び**68.6%**のプレミアムに相当します。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

再編

本公開買付の完了後、その結果次第では、本公開買付者は、参天製薬グループ内へのノバガリ社の事業上及び会社としての統合を促進し、かつ、当該統合の効果を最大限活用するために実行される、異なった法務上及び財務上の組織体制の導入を検討します。しかしながら、参天製薬は、ノバガリ社を参天製薬グループ内での独立事業主体として維持することを意図しており、また、参天製薬又はいかなる参天製薬の子会社との間でノバガリ社を合併させる意向を有していません。

このような再編は全て、適用法令及び規則に従い、また、ノバガリ社の発展と収益性を確保する観点を踏まえて実行されます。

期待されるシナジー効果

参天製薬がノバガリ社の 100%子会社化を達成した場合、予備分析を基に、参天製薬は、ノバガリ社の参天製薬グループへの事業統合は、潜在的なシナジー効果を生じさせるものと考えています。これらのシナジー効果は、主に、**Cationorm®**の商品化の拡大や **Cyclokat®**及び他のパイプライン製品の開発・マーケティングを成功させるために必要な資本をノバガリ社に提供することに加え、参天製薬のパイプラインのポートフォリオ及び製剤開発力を強化する **Novasorb®**や **Eyeject®**の各技術に代表されるノバガリ社特有の製薬技術や、ノバガリ社の研究開発能力の利用から生じるものと期待されています。本公開買付の決済後すぐに、参天製薬は、**Cationorm®**の商品化の拡大や **Cyclokat®**及び他のパイプライン製品の研究開発を強化するために必要な資本をノバガリ社に提供して参ります。また、参天製薬は、ノバガリ社と共同研究開発を開始し、また、適切なタイミングで、ノバガリ社の技術を社内製品及びパイプラインのポートフォリオに適用する予定です。しかしながら、正確な時期やこれらの計画から生ずるシナジー効果の影響度はまだ確定されていません。

また、顧客基盤の多様化及び地理的拡大の結果、（未だ定量化されていないものの）収益シナジーが本取引から生じるものと期待されます。

これら全てのシナジー効果は、製薬業界におけるリーディング・カンパニーの一社である参天製薬による経営上、財務上及び科学上のサポートの結果として表れ、ノバガリ社の持続的な成長を確かなものとしします。

剰余金の配当方針

ノバガリ社は、2010年12月31日に終了する会計年度に関して剰余金の配当を実施しておらず、また、当該会計年度に係る法定財務諸表によれば、配当可能額又は引当金を有していません。将来、ノバガリ社の剰余金の配当方針は、ノバガリ社の配当能力や事業運営への財務上の必要性を踏まえ参天製薬により決定される予定です。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第 231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

スクィーズアウト

AMF 一般規則第 237-14 条以下の規定に従って、本公開買付に応募されなかった本株式がノバガリ社の総株式資本又は総議決権の 5% 以上に相当しない場合には、本公開買付者は、本公開買付の終了日から 3 ヶ月以内に、本公開買付者によって保有されていない本株式に加え、場合によっては BSAs の残りも含め、これらの強制取得の実行を AMF に依頼することを意図しています。

上場廃止

本公開買付者は、本公開買付に応募された本株式の数が十分でないことが理由で本公開買付の終了後にスクィーズアウト手続を開始することができない場合には、本株式をユーロリスト市場から上場廃止にするよう NYSE ユーロネクスト・パリに対して申し立てる権利を留保しています。NYSE ユーロネクスト・パリは、上場廃止を認めるか否かを決定する際には、本公開買付の完了後に本株式の流動性が著しく損なわれたか否か及び、上場廃止が株式市場にとって最善の利益であるか否かを考慮に入れたうえで、NYSE ユーロネクスト・パリの市場規定に従って、判断を行います。

2 本公開買付の条件

AMF 一般規則第 231-13 条及び第 234-2 条の規定に従い、2011 年 11 月 9 日、本公開買付者に代わり、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、金銭対価の簡易公開買付 (*offre publique d'achat simplifiée*) の形で本公開買付書類 (案) を AMF に提出しました。

AMF 一般規則第 231-13 条に従い、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、*banque presentatrice* (提出銀行) という立場で、本公開買付者の誓約の内容と取消不能な性質を保証します。

2.1 本公開買付の対象となる本証券の数と内容

以下に明記される本公開買付の条件に従って、本公開買付は、下記の発行済の本証券の全てを対象に実施されます。

- (1) 対象会社発行の本株式の全て
- (2) 本 2.1 内で後述する本証券に係る条件に反しない範囲で、*French Code de Commerce* (フランス商法) の L.225-197-1 から L.225-197-5 の規定に従ってノバガリ社の従業員に対して無償で与えられる本株式の全て (以下「本無償株式」といいます。) (最大 474,800 株)
- (3) 本 2.1 内で後述する本証券に係る条件に反しない範囲で、本ワラント (本公開買付が BCEs を対象にして実施されないことは明記されております。) の行使の際に発行され得る本株式の全て (最大 197,928 株)

本ニュースリリースは、**AMF 一般規則第231-16** 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、**情報提供のみを目的に提供されています**。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

(4) 発行済の BSA s (2014 年) (最大 700 個)

(5) 発行済の BSA s (2019 年) (最大 19,030 個)

本公開買付者の知る限りにおいて、対象会社は、本公開買付書類の作成日時点²において本株式 16,308,860 株を発行しています。したがって、本公開買付の対象となる本株式は、本ニュースリリース日において対象会社が自己株式として保有する本株式を含み、また、本ニュースリリース日において本公開買付者が保有している本株式の数 8,243,347 株を控除した場合、最大 8,738,241 株となります。

上記 1 において前述したとおり、本公開買付は、フランス租税法第 163 bis G II の規定によりその保有者により譲渡されることができない BCEs を対象にしておりません。

本公開買付者の知る限りにおいて、本公開買付価格 (株式) (後に定義されます。) (追加対価 (後に定義されます。)) が支払われる場合には当該対価相当額が加算された価格) を前提とした場合、発行済の BSA s (2019 年) 19,030 個を除き、本ワラントで「イン・ザ・マネー」の状態にあるものはありません。また、法律上の又は規制上の規定に基づいて適用され得る例外 (例えば、付与者の死亡又は無能力の場合) に該当する場合を除き、本無償株式を本公開買付に応募することはできません。本無償株式の被譲与者及び本ワラントの保有者には、本公開買付書類の 2.5 「本無償株式の被譲与者及び本ワラントの保有者の取扱い」に記載される買取提案が実施されます (本公開買付書類の 2.5 「本無償株式の被譲与者及び本ワラントの保有者の取扱い」で詳述されます。)。本株式譲渡契約に従って、ノバガリ社は、その保有する自己株式 30,148 株 (2011 年 9 月 27 日時点)³を本公開買付 (延長された場合の本公開買付を含みます。) に応募しない義務を有しています。

本ニュースリリース日において、本公開買付者は、本市場外取引により取得した本株式 8,243,347 株を直接保有しています。本市場外取引により取得した当該 8,243,347 株を除き、本公開買付者は、過去 12 ヶ月間において、いかなる本株式又は対象会社の他の証券を取得又は売却しておらず、また、本ニュースリリース日において、本公開買付者は、いかなる本株式又は対象会社の他の証券を取得する権利を有していません。また、本公開買付者は、共同ではなく、単独で行動しています。

2.2 本公開買付の条件

本公開買付者は、ノバガリ社の株主に対し、また、BSA s の保有者に対し、現金で以下の金額をそれぞれ支払うことを提案しています。

(1) 本株式 一株あたり 6.15 ユーロ (以下「本公開買付価格 (株式)」といいます。)

² ノバガリ社提供の情報を元にしてしています。

³ ノバガリ社提供の情報を元にしてしています。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第 231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

(2) BSAs (2014 年) 一個あたり 4.03 ユーロ

(3) BSAs (2019 年) 一個あたり 2.75 ユーロ

2.3 本公開買付の条件の調整

本公開買付の決済日及び交付日において、本公開買付者が、単独で又は共同で、AMF 一般規則第 237-14 条以下の規定に従って本公開買付に応募することなく少数株主がそのまま保有している本株式を強制的に取得することが可能となる発行済株式資本及び議決権の割合に相当する対象会社の本株式を保有している場合には、本公開買付者は、本公開買付で応募された本株式一株あたり 10 ユーロセント (0.10 ユーロ) の追加的な対価 (以下「追加対価」といいます。) を支払います。追加対価が支払われる場合には、本公開買付の決済の際に、その保有する株式を応募した株主に対し、この応募を一元的に処理する手続を通してかかる支払いが実施されます。

対象会社は、公表済みの対象会社の最終の財務諸表の決算日である 2010 年 12 月 31 日時点において、自由に分配できる現金を持っていませんでした。しかしながら、対象会社が本公開買付 (延長された場合の本公開買付を含みます。) の決済日より前に、(1) 対象会社の株主に対して支払われる又は支払われる予定の剰余金、準備金又はプレミアムの支払い、又は、(2) 償還、減資又は本株式一株あたりの金額を超える金額で本株式の買い戻しを決定する場合 (以下、当該(1)及び(2)の行為を「本分配」といいます。) には、本公開買付価格から、本株式一株あたりの本分配の価格相当分が引き下げられます。

また、本公開買付価格は、新たな本無償株式の発行、株式分割及び株式併合から成る、対象会社による本株式の変更を考慮し、かかる場合には自動的に調整されます。

本公開買付価格の変更は、適用法令及び規則に従って、公表されます。

2.4 本公開買付の条件

AMF 一般規則第 234-2 条の規定に従って、本公開買付は、本公開買付に応募される本株式又は BSAs の最低数に関するいかなる条件に服しません。また、本公開買付は、いかなる競争法又は他の規制条件に服しません。

2.5 本無償株式の被譲与者及び本ワラントの保有者の取扱い

本公開買付者は、その保有する本無償株式の強制取得期間及び強制保有期間が本公開買付の終了前に満了しなかったことを理由に本公開買付に応募することができなかった保有者に対し、本無償株式一株あたり、本公開買付価格 (株式) (追加対価が支払われる場合には、それを含みます。) を参考にして決定される対価を支払うことと引き換えに、その保有する本無償株式に関する権利を、直ちに、また、取消不能な形で放棄することを提案します。

本ニュースリリースは、**AMF 一般規則第231-16** 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、**情報提供のみを目的に提供されています**。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

同様に、本公開買付者は、未だ発行済の本ワラントの保有者に対し、本ワラント一個あたり、**BSAs** に関しては、本公開買付書類において **BSAs** の種類ごとに設定されている **BSAs** 一個あたりの価格を参考にして決定される対価を支払うことと引き換えに、また、**BCEs** に関しては、以下のとおり **BCEs** の種類ごとに設定されている買取金額を参考にして決定される対価を支払うことと引き換えに、その保有する本ワラントに関する権利を、直ちに、また、取消不能な形で放棄することを提案します。

- (1) **BCEs** (2012 年 3 月) 1 個あたり **0.42** ユーロ
- (2) **BCEs** (2012 年 5 月) 1 個あたり **0.64** ユーロ
- (3) **BCEs** (2012 年 6 月) 1 個あたり **1.95** ユーロ
- (4) **BCEs** (2014 年) 1 個あたり **3.83** ユーロ
- (5) **BCEs** (2015 年 3 月) 1 個あたり **3.31** ユーロ
- (6) **BCEs** (2015 年 5 月) 1 個あたり **3.43** ユーロ

上記買取金額の計算方法及び評価につきましては、本公開買付書類の **3.4** 「本公開買付の価格及び本ワラント向けに提案される買取金額の評価」を参照ください。

2.6 本証券の応募手続

本公開買付に応募される本証券は、いかなる性質のいかなる質権、先取特権、担保権、負担、債権又は制限が何ら付されていない状態である必要があります。本公開買付者は、本公開買付者が応募の資格がないと判断するいかなる本証券の応募を拒絶する自由裁量の権利を有しています。

応募された本証券の所有権及び当該本証券に付随する全ての権利は、本公開買付の決済日に本公開買付者に移転します。

本公開買付期間の開始から **NYSE ユーロネクスト・パリ** によって公表されるタイムテーブルに従って行われる本公開買付の決済日までの間、いかなる所有権も保有されることはありません。

本公開買付への本株式の応募手続

金融仲介機関（トレーダー、銀行及び金融機関を含みます。）によって管理されている口座を通じて本株式を保有している方は、自己の金融仲介機関に対し、本公開買付の終了日までに、当該金融仲介者所定の形式に従って、本株式を本公開買付に応募するよう指示を出さなければなりません。

本ニュースリリースは、**AMF 一般規則第231-16**条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、**情報提供のみを目的に提供されています**。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.**の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

対象会社の名簿上での登録形式で本株式を保有している方は、（無記名形式への変更が依頼されない限り）まず、自己の保有する本株式が金融仲介機関の口座内で管理・登録される形に変更するよう依頼しなければなりません。本公開買付の決済及び交付の際、**NYSE ユーロネクスト・パリ**は、登録形式で保有されている本株式が本公開買付者に対して移転されるために無記名形式に変更する目的で、登録形式で保有されている本株式のための対象会社口座を管理する金融仲介機関である **BNP パリバ証券サービス**にかかる本株式を移転します。

本公開買付への **BSAs** の応募手続

自己の保有する **BSAs** を本公開買付に応募する **BSAs** の保有者は、本公開買付期間の最終日までに、**BNP パリバ証券サービス**（住所：Corporate Trust Services, Services Actionnaires, Grands Moulins de Pantin, 9, rue du débarqu岸, 93500 Pantin, France）に対し、**BNP パリバ証券サービス**所定の形式に従って、応募指示を出さなければなりません。

応募指示の一元化

各金融仲介機関及び証券口座を有する機関は、**NYSE ユーロネクスト・パリ**の通知内に指定されている日において、**NYSE ユーロネクスト・パリ**に対し、その受領した応募指示に係る本株式及び **BSAs** を移転させなければなりません。

NYSE ユーロネクスト・パリが上記の全ての応募指示を受領後、**NYSE ユーロネクスト・パリ**は、当該応募指示を一元化し、本公開買付の成否を判断します。

2.7 本公開買付の日程（予定）

2011年11月9日	本公開買付書類（案）の AMF への提出
2011年11月9日	ノバガリ社の本公開買付への意見表明書面（案）の AMF への提出
2011年11月29日	AMF による許可決定
2011年12月1日	本公開買付の開始
2011年12月14日	本公開買付の終了
2011年12月20日	AMF による本公開買付の最終結果を公表する通知の公表
2011年12月28日	本公開買付の決済

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である Novagali Pharma S.A. の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

2.8 本公開買付の決済に要する費用及び資金

本公開買付の決済に要する費用

本ニュースリリース日時点において存在している本証券の全て（ノバガリ社が自己株式として保有する本株式を含みます。）が本公開買付に応募された場合、本公開買付の費用総額（追加対価を含み、いかなる手数料及びその他経費を除きます。）は、総額約 50.5 百万ユーロとなる予定です。

BSAs 及びノバガリ社が自己株式として保有する本株式 30,148 株（2011 年 9 月 27 日時点）⁴を除く、全ての本株式が本公開買付に応募されたことを前提とした場合、本公開買付の費用（追加対価を含み、いかなる手数料及びその他経費を除きます。）は、約 50.2 百万ユーロとなる予定です。

また、本公開買付に関して本公開買付者に生じる費用（通信印刷費並びに外部の財務、法務及び会計その他の専門家及びコンサルタントへの費用を含みます。）は、約 4.5 百万ユーロ（税を除く）と見積もられています。

本公開買付の決済に要する資金

本公開買付者は、本公開買付の決済に要する資金に関しては手元資金により賄う予定です。2011 年 9 月 30 日現在、参天製薬は、貸借対照表上、約 834 億円（約 809 百万ユーロ）の現金及び現金同等物を保有しています。

仲介人の報酬 — 費用の仮定

本公開買付者は、注文一件あたり 0.3%、また、株主一人あたり 200 ユーロ（消費税を含みます。）をそれぞれ上限に、この応募を一元的に処理する手続において、委託手数料及びその保有する本株式を本公開買付に応募した者によって支払われた消費税を負担します。

2.9 フランス国外における本公開買付に関する制限

本公開買付は、フランスに居住している本証券の全ての保有者を対象に行われています。本公開買付書類は、フランス以外の国において配布されることは意図されていません。

本公開買付書類（案）及び本公開買付に関する他のいかなる文書の配布並びに本公開買付への参加は、一定の法域における法的制限に服する可能性があります。本公開買付は、直接的又は間接的を問わず、本公開買付がこのような法的制限に服するであろう国において行われていません。当該法

⁴ ノバガリ社提供の情報を元にしています。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である Novagali Pharma S.A. の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

的制限の不遵守は、かかる一定の法域において適用され得る資本市場に係る法令及び規則の違反となることがあります。本公開買付者は、当該法的制限のいかなる違反についての責任を負いません。

3 本公開買付の評価基準

本公開買付の価格は、以下のとおり、様々な評価基準で比較されています。

価格幅 (€)	€6.15 に対するプレミアム/ディスカウント比率	€6.25 に対するプレミアム/ディスカウント比率	
6.15€			
参天製薬による過半数株式の取得 (6.25€に増加することがあります)	0.0%	0.0%	
株価			
2011 年 9 月 27 日の株価終値	€3.59	71.3%	74.1%
1 ヶ月平均 ⁽¹⁾	€3.49	76.1%	79.0%
3 ヶ月平均 ⁽¹⁾	€3.57	72.5%	75.3%
6 ヶ月平均 ⁽¹⁾	€3.71	65.9%	68.6%
12 ヶ月平均 ⁽¹⁾	€3.61	70.4%	73.1%
過去 52 週最高値	€4.16	47.8%	50.2%
過去 52 週最安値	€3.02	103.6%	107.0%
株式上場時株価	€3.40	80.9%	83.8%
DCF 分析	€5.86 – €7.20	4.9% - (14.6)%	6.7% – (13.2)%
過去事例プレミアム分析⁽²⁾ (バイオテクノロジー企業)	€6.18 – €7.45	(0.5)% - (17.4)%	1.1% – (16.1)%
過去事例プレミアム分析⁽²⁾ (フランス企業)	€5.19 – €6.06	18.5% - 1.5%	20.4%– 3.1%

出所: Bloomberg

¹ 出来高加重平均

² 2011 年 9 月 27 日に先立つ期間における加重平均株価に対するプレミアム

本ニュースリリースは、**AMF 一般規則第231-16**条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、**情報提供のみを目的に提供されています**。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.**の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

DCF 分析による算定において用いられた事業計画は、ノバガリ社の独立ベースでの事業見通しに対する相当なアップサイドを反映している点に留意する必要があります。

他方、ノバガリ社の将来の見通しは、同社のパイプライン製品である **Cyclokat®**に主として依拠しており、結果として、本日時点における対象会社の評価は、当該製品が成功する可能性によって大きく変動し得ます。かかる可能性は、結果的に、現在の想定よりも著しく低いという結果になることがあり得、また、参天製薬は、ノバガリ社の買収の中で相当な損失を被ることもあり得ます。特に、結果として **Cyclokat®**の市場投入が成功裏になされない場合には、参天製薬は、ノバガリ社への投資に関して相当程度の減損処理を強いられることになる可能性があります。

BSAs (2019年) 19,030 個を対象とする本公開買付の条件は、その保有する **BSAs (2019年)** を応募することではなく、当該 **BSAs (2019年)** を行使して取得した本株式を応募する場合における行使価格 **3.40** ユーロを本公開買付価格 (株式) から控除したと仮定した場合における本株式を対象とする本公開買付の条件と同一です。したがって、**BSAs (2019年)** を対象とする本公開買付の評価は、本公開買付価格 (株式) の評価と同一です。その保有する **BSAs (2019年)** を本公開買付に応募する当該 **BSAs (2019年)** の保有者は、いずれの場合でも、**2.75** ユーロを受け取ることとなります。他方、その保有する **BSAs (2019年)** を行使し、その結果取得した本株式を本公開買付に応募する当該 **BSAs (2019年)** の保有者は、本公開買付価格 (株式) をベースにして **2.75** ユーロの純利益 (**6.15** ユーロから **3.40** ユーロを控除して算出) を、又は追加対価が支払われる場合には **2.85** ユーロの純利益 (**6.25** ユーロから **3.40** ユーロを控除して算出) を得ることとなります。

以下の表は、**2011年9月27日**時点における、**BSAs (2014年)** 及び **BCEs** の条件及び参天製薬がブラックショールズモデルを用いて算定した、本公開買付における各買付価格又は (参天製薬により提案されるかもしれない) 買取価格を示しています。

本ニュースリリースは、AMF 一般規則第231-16 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、情報提供のみを目的に提供されています。本公開買付の対象会社である Novagali Pharma S.A. の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨されます。

	BSAs 及び BCEs の計算 上の数	発行され得る 株式の数	満期	引受価格 (ユーロ)	行使価格 (ユーロ)	
						本公開買付の 価格 (ユーロ)
BSAs (2014 年)	700	1,400	2014 年 6 月 28 日	0.01	6.33	4.03
						買取価格 (ユーロ)
BCEs (2012 年 3 月)	15,047	30,094	2012 年 3 月 26 日	0.00	8.80	0.42
BCEs (2012 年 5 月)	11,397	22,794	2012 年 5 月 29 日	0.00	8.80	0.64
BCEs (2012 年 6 月)	3,499	6,998	2012 年 6 月 14 日	0.00	6.33	1.95
BCEs (2014 年)	19,330	38,660	2014 年 3 月 27 日	0.00	6.33	3.83
BCEs (2015 年 3 月)	27,595	55,190	2015 年 3 月 26 日	0.00	8.80	3.31
BCEs (2015 年 5 月)	11,881	23,762	2015 年 5 月 29 日	0.00	8.80	3.43

本公開買付価格（株式）を基礎とした場合、BSAs（2014 年）及び BCEs に関し、かかる本ワラントの全てが本公開買付価格（株式）を上回る行使価格を有する限りにおいて、当該本ワラントの中で「イン・ザ・マネー」の状態にあるものではありません。その結果、これらの本ワラントの保有者がその保有する本ワラントを行使し、当該行使によって取得した本株式を本公開買付に応募すると仮定した場合、かかる保有者は損失を被ることになります。これらの本ワラントは、本質的価値がないものの、参天製薬が当該本ワラントに関してその保有者から放棄を得るための誘引手段として提案することを決定した時間的価値を引き続き有しています（本公開買付書類の 2.5「本無償株式の被譲与者及び本ワラントの保有者の取扱い」をご覧ください。）。

本ニュースリリースは、**AMF 一般規則第231-16** 条によって規定されているフランス語でのニュースリリースの非公式な翻訳であり、**情報提供のみを目的に提供されています**。本公開買付の対象会社である **Novagali Pharma S.A.** の株主及びその他の投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

4 本公開買付に係る連絡先

〒533-8651

大阪府大阪市東淀川区下新庄 3-9-19

参天製薬株式会社

コーポレート・コミュニケーショングループ グループマネージャー

日比貴史

TEL : 06-6321-9957

5 本公開買付者の財務アドバイザー

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、本公開買付者の財務アドバイザーを務めており、また、提出銀行の立場にあります。Bryan, Garnier & Co は、参天製薬により本公開買付の勧誘代理人として選任されています。

重要情報

ノバガリ社の本証券を対象とする本公開買付は、まだ開始されておられません。本ニュースリリースは、情報提供のみを目的としており、フランスを含むいかなる法域において、いかなるノバガリ社の本証券購入の申込又は売却の勧誘の性質を有するものではありません。ノバガリ社の本証券購入の勧誘及び申込は、フランスの法令及び規則に従って、本公開買付の開始と同時に、本公開買付書類（**Note d'Information**）及び他の関連資料に従って実施されます。参天製薬が **AMF** に提出した本公開買付書類及び **AMF** に提出されたノバガリ社の意見表明報告書（**Note en Réponse**）は本公開買付の条件を含む重要な情報を含んでいますので、ノバガリ社の株主及び他の投資家は、これらの書類を慎重に読むことが強く推奨されます。ノバガリ社の株主及び投資家は、**AMF** に提出された本公開買付書類を **AMF** のウェブサイト（www.amf-france.org）から無料でその写しを入手することができます。参天製薬により提出された公開買付関係資料は、参天製薬のウェブサイト（www.santen.com）から無料で入手することができます。また、ノバガリ社の株主及び投資家は、本公開買付に関するいかなる決定をする前に**全ての公開買付関係資料を慎重に読むことが強く推奨**されます。

本ニュースリリースの公表又は配布は、一定の国において、法律上の又は規制上の制限に服する可能性があります。本ニュースリリースは、直接的又は間接的にも、かかる制限に服する個人に対して行われているものではありません。本ニュースリリースの受領は、公開買付又は証券の申込が違法となる地域において、申込の性質を有するものではありません。